

綾瀬市胃がんリスク検診（ＡＢＣ検診）実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、血液検査にて、血清ペプシノゲン値・血清ヘリコバクター・ピロリ菌抗体を測定し、胃がんリスク検診（ＡＢＣ検診）（以下「リスク検診」という。）を実施することにより、胃がんの発がんリスクを明らかにし、そのリスクに応じて、より効果的に胃がんの予防、早期発見を図るとともに、市民の健康維持及び増進に資することを目的とする検診の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条 リスク検診の対象者は、市内に住民登録のある者で、実施年度末に３０歳、３５歳、４０歳、４５歳、５０歳、５５歳、６０歳又は６５歳の年齢に該当する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 明らかな上部消化器症状があり、胃や十二指腸潰瘍の疾患が強く疑われる人
- (2) 食道、胃、十二指腸疾患で治療中の人
- (3) 胃酸分泌抑制剤（プロトンポンプ阻害剤）を服用中もしくは２ヶ月以内に服用していた人
- (4) 胃や十二指腸の手術歴のある人
- (5) 腎不全（クレアチニン値が３ｍｇ／ｄｌ以上）の人
- (6) ５年以内にリスク検診を受けている人
- (7) 当該年度に市の胃がん検診（バリウム検査又は、内視鏡検査）を受けている又は、受ける予定の人

２ 前項の規定にかかわらず、市長がリスク検診を実施することが適当であると認める者については、この限りでない。

（実施医療機関）

第３条 リスク検診は、市長が委託する医療機関（以下「委託医療機関」という。）において実施する。

（検査項目）

第４条 リスク検診では、次に掲げる項目を実施する。

- (1) 問診
- (2) ヘリコバクター・ピロリ菌抗体測定
- (3) 血清ペプシノゲン検査

(費用の額の算定基準)

第5条 リスク検診の実施に要する費用の額の算定基準は、市長が別に定めるものとする。

(一部負担金)

第6条 リスク検診を受ける者（以下「受診者」という。）は、リスク検診に要する費用の一部（以下「一部負担金」という。）として、1,800円を負担するものとする。

2 受診者は、リスク検診を受ける際に一部負担金を委託医療機関に支払うものとする。

(一部負担金の免除)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、受診者が次に掲げる世帯に属する者であるときは、一部負担金を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による生活支援給付を受けている世帯

(3) 当該年度の市民税が非課税の世帯

(4) その他市長が特に免除の必要があると認めた世帯

(免除の申請)

第8条 前条の規定により、一部負担金の免除を受けようとする受診者は、綾瀬市胃がんリスク検診（ABC検診）負担金免除申請書（第1号様式。以下「免除申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、免除申請書の提出があったときは、これを審査し、綾瀬市胃がんリスク検診（ABC検診）負担金免除承認書（第2号様式。以下「承認書」という。）により、免除申請書を提出した者に通知するものとする。

3 承認書の交付を受けた者がリスク検診を受けるときは、承認書を委託医療機関に提出しなければならない。

(一部負担金の助成)

第9条 市長は、受診者が免除申請書を提出することができない特別の事情があると認めたときは、一部負担金に相当する額を助成することができる。

2 前項の規定により一部負担金の助成を受けようとする者は、綾瀬市胃がんリスク検診（ＡＢＣ検診）負担金助成申請書（第３号様式。以下「助成申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) リスク検診を受診したことが確認できる書類

(2) 一部負担金として支払ったことが分かる領収書

3 市長は、助成申請書の提出があったときは、その内容を審査し、綾瀬市胃がんリスク検診（ＡＢＣ検診）負担金助成決定通知書（第４号様式。以下「助成決定通知書」という。）により助成申請書を提出した者に通知するものとする。

4 助成決定通知書の交付を受けた者は、綾瀬市胃がんリスク検診（ＡＢＣ検診）負担金助成金請求書（第５号様式）を市長に提出し、助成を受けるものとする。

（不正利得の返還）

第１０条 市長は、偽りその他不正な手段により、リスク検診を受けた者があるときは、リスク検診に要した費用に相当する額を返還させるものとする。

（検診記録票及び精密検査結果連絡票の取扱い）

第１１条 委託医療機関は、検診記録票及び検診精密検査結果連絡票を交付し、市長に提出するものとする。

2 委託医療機関及び受診者は、前項の書類の写しをそれぞれ保管するものとする。

（精密検査の結果報告及び調査協力）

第１２条 精密検査を実施した委託医療機関は、精密検査を行った当該検査の結果に関する事項を市長に連絡するとともに、要精密検査者の追跡調査に協力する。

（委任）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年５月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市胃がんリスク検診（ABC検診）実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施されるリスク検診から適用し、同日前に実施されたリスク検診については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に実施されるリスク検診について適用し、同日前に実施されたリスク検診については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第 1 号様式（第 8 条関係）

綾瀬市胃がんリスク検診（A B C 検診）負担金免除申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

綾瀬市胃がんリスク検診（A B C 検診）負担金の免除を受けたいので次のとおり申請します。

なお、負担金免除事務に当たり、住民基本台帳、生活保護等受給状況並びに申請者、配偶者及び同居者の市県民税額を課税台帳により確認することについて同意します。

※ 太枠内を記入してください。

フリガナ		生年月日
氏 名		年 月 日（満 歳）
住 所	〒 2 5 2 - 綾瀬市 電話番号 ()	
理 由	1 生活保護受給世帯 2 中国残留邦人等支援法該当者 3 市民税非課税世帯 4 その他	←該当する番号に○をつけてください。

第 2 号様式（第 8 条関係）

綾瀬市胃がんリスク検診（A B C 検診）負担金免除承認書

年 月 日

様

（生年月日 年 月 日）

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市胃がんリスク検診（A B C 検診）負担金について、負担金の免除を承認します。

綾 瀬 市 長 印

（負担金免除者記入欄）

綾瀬市胃がんリスク検診（A B C 検診）負担金について、次の医療機関にその請求を委任します。

氏 名

※ 医療機関記入欄

受診年月日	年 月 日
負 担 金	円
医療機関名	所在地 代表者氏名 電話番号

[負担金免除者→医療機関→綾瀬市]

第 3 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市胃がんリスク検診（A B C 検診）負担金助成申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市胃がんリスク検診（A B C 検診）負担金の助成を受けたいので次のとおり申請します。なお、負担金助成の審査に当たり、住民基本台帳、生活保護等受給状況並びに申請者、配偶者及び同居者の市県民税額を課税台帳により確認することについて同意します。

※ 太枠内を記入してください。

フリガナ		生年月日
氏 名		年 月 日（満 歳）
住 所	〒 2 5 2 - 綾瀬市 電話番号 （ ）	
理 由	1 生活保護受給世帯 2 中国残留邦人等支援法該当者 3 市民税非課税世帯 4 その他	←該当する番号に○をつけてください。
助成額	円	

第4号様式（第9条関係）

綾瀬市胃がんリスク検診（ABC検診）負担金助成決定通知書

年 月 日

様

綾 瀬 市 長 印

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市胃がんリスク検診（ABC検診）負担金の助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定区分 ☐ 助成する
☐ 助成しない

（理由 ）

- 2 助成決定額 円

第 5 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市胃がんリスク検診（A B C 検診）負担金助成金請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所
氏名

次の金額を請求いたします。

件 名	金 額
綾瀬市胃がんリスク検診（A B C 検診）負担金	

振込先

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード		支店コード	
金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店名	支店
預金種目	☐ 普通・総合 ☐ 当座	口座番号	